事　務　連　絡
令和４年４月６日

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局長　殿
各都道府県・市町村　生活困窮者自立支援制度主管部局長　殿

厚生労働省社会・援護局
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室長
地域福祉課生活困窮者自立支援室長

「所得税法等の一部を改正する法律」の施行について
（緊急小口資金等の特例貸付及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金関係）

平素より、厚生労働行政の推進につき、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援については、これまで、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給等各施策を講じております。こうした施策の現場を担う皆様のご尽力により、多くの方々の生活が守られており、改めて感謝申し上げます。

さて、特例貸付を償還免除したことによる償還免除益及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）については、令和３年 12 月 24 日に閣議決定された「令和４年度税制改正の大綱」において、それぞれ、

- 特例貸付を償還免除したことによる償還免除益については、所得税及び個人住民税を課さないこと
- 自立支援金として給付される給付金（既に給付されたものを含む。）について、所得税及び個人住民税を課さないこと並びに国税の滞納処分による差押えをしないこと

とされたところです。

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」が令和４年３月２２日に成立し、関係省令とともに令和４年４月１日から施行されています（別添参照）ので、ご了知願います。

各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会等にも周知いただきますようお願いします。

（別添）

○　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第 25 号）（下線は改正部分）

（給付金の非課税等）

第四条　都道府県、市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては、所得税を課さない。

一　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から給付される財務省令で定める給付金

二　（略）

２　前項の給付金の給付を受ける権利は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第一号に規定する国税の同条第十二号に規定する滞納処分により差し押さえることができない。

３　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会が個人に対して行う金銭の貸付け（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者に対してその者の生活費を援助するために行う金銭の貸付けとして財務省令で定めるものに限る。）につき、当該貸付けを受けた者又はその者の相続人その他の財務省令で定める者が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

○　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和２年財務省令第 44 号）（下線は改正部分）

（給付金の非課税等）

第二条　法第四条第一項第一号に規定する財務省令で定める給付金は、次に掲げる給付金とする。

一・二　（略）

三　令和三年度の予算又は一般会計補正予算（第１号）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として都道府県、市町村又は特別区から給付される給付金

２・３　（略）

４　法第四条第三項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、令和二年三月十日の閣議決定「令和元年度一般会計予備費使用について」、同月十九日の閣議決定「令和元年度一般会計予備費使用

について」、同年八月七日の閣議決定「令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」、同年九月十五日の閣議決定「令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」、令和三年三月二十三日の閣議決定「令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」若しくは同年八月二十七日の閣議決定「令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」に基づき使用される予備費又は令和二年度の一般会計補正予算（第１号）、一般会計補正予算（第２号）若しくは一般会計補正予算（第３号）若しくは令和三年度の一般会計補正予算（第１号）における生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を財源として社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会が行う金銭の貸付けで、次に掲げる者の生活費を援助するために行うものとする。

一　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりその収入が平年の収入に比して減少した世帯（次号において「収入減少世帯」という。）に属する者で緊急かつ一時的な生計の維持の支援を必要とするもの

二　収入減少世帯に属する者で生活に困窮し、かつ、生活の維持が困難となっているもの

５　法第四条第三項に規定する相続人その他の財務省令で定める者は、相続又は遺贈により同項に規定する貸付けに係る債務を承継した者とする。